



川西市産後ヘルパー派遣事業

<目的>

●出産後のお母さんが体調不良等のため、家事や育児を行うことが困難なご家庭にヘルパーを派遣し、安心とゆとりのある子育て支援を行います。

<利用者>

- 川西市内に住所を有する方。
- 出産後6か月以内の方で、体調不良等のため、家事や育児が困難であり、かつ、世帯に日中家事または育児を手助けしてくれる人がいない方。

<サービスの内容>

家事に関すること	育児に関すること
(1) 食事の準備と後片付け	(1) 沐浴の介助
(2) 衣類の洗濯・簡単な補修	(2) 授乳
(3) 居室等の掃除・整理整頓	(3) おむつの交換
(4) 生活必需品の買い物	(4) 他のきょうだいの育児援助
(5) その他必要な家事援助	(5) その他必要な育児援助



※部屋の大掃除や銀行への振込み、ペットの世話など、サービスの対象外となるものもあります。

※兄弟・姉妹児の保育園や幼稚園への送迎などはできません。

<利用回数>

- 出産後6か月以内に、10回(多胎の場合は、20回)を上限とします。
- 1日1回、2時間以内または3時間以内の利用になります。

<利用できる日及び時間>

- 12月29日から翌年1月3日以外の午前9時から午後5時までの間になります。

<実施場所>

- 利用者の自宅になります。



<ヘルパー派遣事業者について>

- 川西市から、「公益社団法人川西市シルバー人材センター」に委託し派遣します。
- 派遣が決まると、「公益社団法人川西市シルバー人材センター」から利用者へご連絡します。
上記の連絡後、ヘルパーとの事前顔合わせの面談をご自宅で開催いたします。

<利用料金> 1回につき2時間以内または3時間以内

- 納付書を送付します。請求日から、30日以内に銀行などで納入してください。

※利用日当日の支払いはありません。

	2時間以内	3時間以内
市民税非課税世帯・生活保護世帯	0円	0円
所得税非課税世帯	800円	900円
その他の世帯	1,500円	1,800円

<利用申込方法>

- ①「川西市産後ヘルパー派遣申請書」を利用希望日の5日前までに、川西市保健センターへ申請してください。

持ち物>以下に該当する方のみ。

市民税非課税世帯・生活保護世帯・所得税非課税世帯であることがわかるもの。

- ② 申請内容を審査し派遣決定した場合、「川西市産後ヘルパー派遣決定通知書」を送付します。

※申請内容により審査の結果が適当でないと判断した場合、「川西市産後ヘルパー派遣不承認通知書」を送付します。

<申請の内容変更について>

- 「川西市産後ヘルパー派遣変更申請書」を速やかに、川西市保健センターへ提出してください。

<利用辞退の申し出及び違約金>

- やむを得ない事情等で利用を辞退する場合は、サービスを利用する日の前日の正午までに、**シルバー人材センター(TEL072-758-6234)**に連絡してください。
- サービスを利用する前日の正午以後に申し出た場合、「半額」負担になります。
- 当日の辞退及び辞退を申し出なかった場合は、「全額」を支払っていただくことになります。

<派遣の取り消しを行う場合>

- 「出産後6か月以内の方で、体調不良等のため、家事や育児が困難であり、かつ、世帯に日中家事または育児を手助けしてくれる人がいない方」に該当しなくなった場合。
- 申請書に虚偽があった場合。
- ヘルパーが支援を行うのに、支障があると認めた場合。

◆お問い合わせ・申請先はこちら

川西市中央町12-2 市役所北隣

川西市保健センター

TEL 072-758-4721

FAX 072-758-8705

